

様式第 1 号

埼玉環高第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合
管理者 印

子ども手当認定（認定請求却下）通知書

年 月 日付けで請求のありました子ども手当については、下記のとおり認定（請求を却下）しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に埼玉西部環境保全組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

1 認定に関する事項

- (1) 算定の基礎となる子どもの数 人
- (2) 手当月額 円
- (3) 支給開始年月 年 月から
- (4) 支給対象とならなかった子どもの氏名及びその理由
()

2 認定請求却下に関する事項

却下した理由 ()

3 備考